

歳入確保のための方策について

- 1 市税収入等の確保：適正課税と滞納整理
- 2 受益者負担の適正化：使用料及び手数料の改定と減免基準の見直し
- 3 公有財産の積極的な売却と活用：未利用地の売却や貸付
- 4 新たな財源の確保
 - (1) 法定外税の創設
 - 事例：33都道府県、4市町村で実施（平成20年4月1日現在）
 - かながわ環境税：水源環境保全のため、個人神奈川県民税の所得割及び均等割に超過課税を適用
 - 遊魚税：河口湖及びその周辺地域の環境の保全、施設整備等の費用に充てるため、釣りをする者1人当たり1日200円を課税
 - (2) 広告料の増収
 - 事例：東京都26市で有料広告の取組を実施
 - 市の現状：広報あきる野及びホームページに広告掲載する場合、掲載料を徴収
平成21年度当初予算 7,480,000円
 - (3) 企業誘致条例の制定
 - 事例 八王子市いきいき企業支援条例（平成16年制定）
 - 国立市企業誘致促進条例（平成20年制定）
 - 多摩市企業誘致条例（平成14年制定）
 - 調布市企業立地等促進支援条例（平成18年制定）
 - ※ 固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金とするもの
 - (4) ふるさと納税と基金制度
 - ふるさと納税：出身地など居住地以外の自治体への寄付金額に応じ、住民税対象額から控除が受けられる制度（平成20年度地方税法の改正により創設）寄附の目的を明確するため、基金を設置する事例あり
 - 事例 ふるさと^{やすおかむら}思いやり基金 長野県泰阜村（平成16年条例制定）
 - ふるさと八王子応援寄附金 八王子市